

## 第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

**A-1** 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、どんな手続を執った後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならないことになっているか。電波法(第18条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った免許人は、登録検査等事業者(注)の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。  
注 電波法第24条の2(検査等事業者の登録)第1項の登録を受けた者をいう。
- 2 無線設備の変更の工事を行った免許人は、その工事の結果を記載した書類を添えてその旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 無線設備の変更の工事を行った免許人は、許可に係る無線設備を運用しようとするときは、申請書に、その工事の結果を記載した書類を添えて総務大臣に提出し、その運用について許可を受けた後でなければ、当該許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 無線設備の変更の工事を行った免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

**A-2** 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法(第5条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

**A-3** 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則(第15条)の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り **A** の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り **B** の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局(移動するアマチュア局を含む。)の送信装置は、実際上起こり得る **C** によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1 外囲の温度又は湿度	電源電圧又は負荷	振動又は衝撃
2 外囲の温度又は湿度	外囲の温度又は湿度	気圧の変化
3 電源電圧又は負荷	外囲の温度又は湿度	振動又は衝撃
4 電源電圧又は負荷	電源電圧又は負荷	気圧の変化

**A-4** 次に掲げる無線従事者の資格のうち、総務大臣が船舶局無線従事者証明を行わないものはどれか。電波法(第48条の2)及び電波法施行規則(第34条の11)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 第三級総合無線通信士
- 2 第三級海上無線通信士
- 3 第四級海上無線通信士
- 4 第一級海上特殊無線技士

A-5 次に掲げる無線局の運用において、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
- 2 船舶局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 海岸局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

A-6 義務船舶局の無線設備の補助電源用蓄電池は、どのようにしておかなければならぬか。無線局運用規則（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その船舶の入港中に十分に充電しておかなければならぬ。
- 2 その船舶の航行中は、毎日1回以上機能を確かめておかなければならぬ。
- 3 その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならぬ。
- 4 その船舶の出港前に十分に充電されていることを確かめておかなければならぬ。

A-7 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 船舶局の運用は、その船舶の[A]に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、[B]、放送の受信、その他総務省令に定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

② ①ただし書のその他総務省令で定める場合の入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であつて、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- (2) 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- (3) [C]の電波により通信を行う場合
- (4) (1)から(3)に掲げる場合のほか、別に告示する場合

A	B	C
1 航行中	遭難通信	470MHzを超える周波数
2 航行中及び航行の準備中	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	470MHzを超える周波数
3 航行中及び航行の準備中	遭難通信	26.175MHzを超える周波数
4 航行中	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	470MHz以下の周波数

A-8 次に掲げる無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 3 遭難通報を送信した無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局

A-9 次に掲げるもののうち、無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない場合に該当しないものはどれか。電波法（第80条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたとき。
- 2 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- 3 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- 4 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

A-10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開等について述べたものである。無線局運用規則（第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 海上移動業務における呼出しは、□A□の間隔をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに□B□しなければならない。□C□のための電波の発射についても同様とする。

	A	B	C
1	1分間以上	その呼出しを中止	通報の送信
2	2分間	その呼出しを中止	無線設備の機器の試験又は調整
3	1分間以上	その空中線電力を低減して呼出しを	無線設備の機器の試験又は調整
4	2分間	その空中線電力を低減して呼出しを	通報の送信

A-11 次の記述は、安全信号等を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 海岸局等（注）は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□A□その安全通信を受信しなければならない。  
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。

② 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局において、安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、□B□を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局又は□C□に通知しなければならない。

	A	B	C
1	自局に関係のないことを確認するまで	これに混信を与える一切の通信	船舶の責任者
2	自局に関係のないことを確認するまで	すべての通信	船舶局の責任者
3	終了するまで	すべての通信	船舶の責任者
4	終了するまで	これに混信を与える一切の通信	船舶局の責任者

A-12 次の記述は、誤って遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を□A□へ通報しなければならない。

② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。

(1) 各局 3回 (2) こちらは 1回  
(3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回 (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回  
(5) 海上移動業務識別 1回 (6) 遭難警報取消し 1回  
(7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回

③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、□B□しなければならない。

	A	B
1	適当な一般海岸局	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
2	適当な一般海岸局	適当な間隔をおいてその通報を少なくとも2回反復
3	海上保安庁	適当な間隔をおいてその通報を少なくとも2回反復
4	海上保安庁	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守

A-13 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、□A 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の□B の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B
1 混信の除去その他特に	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
2 混信の除去その他特に	周波数若しくは空中線電力
3 電波の規整その他公益上	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
4 電波の規整その他公益上	周波数若しくは空中線電力

A-14 船舶局の免許人は、使用を終わった無線業務日誌はどのようにしなければならないか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）の日まで保存しなければならない。
- 2 当該船舶局の免許が効力を失う日まで保存しなければならない。
- 3 使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- 4 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

A-15 次の記述は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号についてのべたものである。国際電気通信連合憲章（第47条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために□A こと並びにこれらの信号を発射する□B するために協力することを約束する。

A	B
1 規制を強める	自国の管轄の下にある局を探知し及び識別
2 規制を強める	すべての局を探知
3 有用な措置をとる	自国の管轄の下にある局を探知し及び識別
4 有用な措置をとる	すべての局を探知

B-1 次の無線設備の操作（注1）のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

注1 多重無線設備の技術操作を除く。以下同じ。

- ア 船舶局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
- イ 国際電気通信業務の通信を行うインマルサット船舶地球局の無線設備の操作
- ウ 漁業用の海岸局の空中線電力250ワット以下の無線電話の操作（国際通信のための通信操作を除く。）
- エ 漁船（注2）の船舶局の空中線電力250ワット以下のモールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）

注2 専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下オにおいて同じ。

- オ 漁船の船舶局の空中線電力500ワット以下の無線電話の操作（国際通信のための通信操作を除く。）

B-2 次に掲げる呼出し又は送信のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができないものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- イ 船位通報における通報の送信
- ウ 安全呼出し又は安全通報の送信
- エ 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- オ 遭難自動通報局における遭難警報の送信

B-3 次の記述は、船舶局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

ア に、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所  
(5) イ 及び空中線電力 (6) 希望する運用 ウ  
(7) 無線設備(注)の工事設計及び工事 エ (8) 運用開始の予定期日

注 電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

(9) その船舶に関する次の事項

イ 所有者 ロ 用途 ハ 総トン数 ニ 航行区域 ホ オ ヘ 信号符字  
ト 旅客船であるときは、旅客定員 チ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨  
リ イからチまでに掲げる事項のほか電波法第6条第3項に定める事項

1 船舶局の免許を受けようとする者は、申請書 2 船舶局を開設しようとする者は、届書  
3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 4 電波の型式、周波数  
5 許容時間 6 義務時間 7 着手の予定期日 8 落成の予定期日  
9 主たる停泊港 10 船籍港

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信を行う場合における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、アに調整し、イの周波数その他必要と認める周波数によって聽守し、ウを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

② ①の場合において、エに混信を与えるおそれがあるときは、オでなければ呼出しをしてはならない。

1 受信機を最良の感度 2 送信機を最良の状態 3 自局の発射しようとする電波  
4 遭難通信、緊急通信及び安全通信に使用する電波 5 遭難通信、緊急通信又は安全通信が行われていないこと  
6 他の通信に混信を与えないこと 7 他の通信 8 重要無線通信  
9 少なくとも10分間経過した後 10 その通信が終了した後

B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、義務船舶局（国際通信を行うものを除く。）に備え付けておかなければならない書類を1、これに備付けを要しない書類を2として解答せよ。

ア 免許状  
イ 國際電気通信連合憲章、無線通信規則  
ウ 無線従事者選解任届の写し  
エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧  
オ 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表